

第 1 0 期 中央区自治協議会の方向性について（令和 7 年度年間スケジュール案）

【全体の運営について】

自治協議会の役割を認識し、部会活動に重点を置いた運営方法へ

- ①「審議会」としての役割を果たすため、自治協議会条例第7条に関する事項については、関連する部会（※）において審議し、意見をとりまとめたうえで意見集約とする。
- ② 議事の集中と、審議内容を地域と共有する時間の確保を図り、「地域代表」としての役割を果たすため、第9期同様、全体会議は原則隔月開催とする。
- ③ 自治協議会の役割を認識するとともに、審議事項に関する知識を習得し、議論の活性化を図るため、委員向け研修会の充実・強化を図る。

※部会について

区ビジョンまちづくり計画における「目指す区のすがた」の4つの柱に基づき、第1部会～第4部会を設置する。
各部会への所属は、4月に開催するオリエンテーション・全体会議後に意向調査を行い、5月全体会議で調整結果を報告する予定。
（ただし、区ビジョンまちづくり計画における各分野からの選出者となる方は、それぞれの専門分野に所属することになるため意向調査なし）

●年間スケジュール（案）

